

昭和五十三年総理府令第五十七号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和三十二年法律、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項及び第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十四条第一項並びに核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 車両運搬 工場又は事業所の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。

二 簡易運搬 工場又は事業所の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるもの）を除く。）をいう。

三 核燃料輸送物 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）が容器に収納されているものをいう。

四 コンテナ 運搬途中において運搬する物体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。

五 タンク 気体、液体又は固体を収納する容器をいう。

六 金属製中型容器 金属製の容器であつて、運搬中に生じる応力に耐える構造及び強度を有し、かつ、内容積が三立方メートル以下のものうち原子力規制委員会の定める基準に適合するものをいう。

七 専用積載 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又はコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸し等の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

八 放射線業務従事者 核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条

第二項第五号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第二項第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第七号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第七号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）、第二条第二項第七号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第二百二十二号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十年総理府令第十号）第一条第一項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二項第十四号に規定する放射線業務従事者をいう。

九 放射線 原子力基本法（昭和三十年法律第九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

十 核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬 物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条の二第二項第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第七号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第七号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）、第二条第二項第七号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第二百二十二号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十年総理府令第十号）第一条第一項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二項第十四号に規定する放射線業務従事者をいう。

十一 表面における原子力規制委員会の定める線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

一二 危険性が極めて少ない核燃料物質等として原子力規制委員会の定める量を超えない量の放射能を有する核燃料物質等（前号に掲げるもの）を除く。）A型輸送物及びB型輸送物等の区分に応じ、L型輸送物に掲げる量の放射能を有する核燃料物質等（第一号に掲げるものを除く。）BM型輸送物又はBU型輸送物として運搬することができる。

一二 前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い核燃料物質等であつて危険性が少ないものとして原子力規制委員会の定めるもの（以下「低比放射性物質」という。）及び核燃料物質等によって表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして原子力規制委員会の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、原子力規制委員会の定める区分に応じ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬することができる。

一二 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、B型輸送物、B-U型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

一二 表面における原子力規制委員会の定める線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）を超えないこと。

一二 前二項に掲げるL型輸送物に係る技術上の基準（L型輸送物に係る技術上の基準）

一二 各号に掲げるものとする。

一二 前条第一号から第五号まで、第八号及び第十号に定める基準

（A型輸送物に係る技術上の基準）

一二 外接する直方体の各辺が七センチメートル以上であること。

一二 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになる措置が講じられていること。

一二 周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。

一二 構成品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

一二 構成品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

一二 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

一二 振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

一二 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

一二 材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

一二 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

一二 開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有する）が困難である場合は、核

燃料輸送物の表面）に「放射性」又は「RA DIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。

一二 表面における原子力規制委員会の定める線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

一二 前二項に掲げるL型輸送物に係る技術上の基準（L型輸送物に係る技術上の基準）

一二 各号に掲げるものとする。

一二 前条第一号から第五号まで、第八号及び第十号に定める基準

（A型輸送物に係る技術上の基準）

一二 外接する直方体の各辺が七センチメートル以上であること。

一二 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになる措置が講じられていること。

一二 周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。

一二 構成品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

一二 構成品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

一二 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

一二 振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

一二 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

一二 構成品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

一二 構成品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

一二 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

一二 振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

一二 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

一二 材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

一二 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

一二 開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有する）が困難である場合は、核

の密封措置が施されているものをいう。以下同じ。)を備えること。ただし、法第五十九条第三項の規定により承認を受けた容器(BM型輸送物又はBU型輸送物に係るものに限る。)を使用する場合は、この限りでない。

口 核燃料物質等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。

七 表面における最大線量当量率が二ミリシリベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸送物であつて、核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第四条第二項並びに第十九条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたものは、表面における最大線量当量率が十ミリシリベルト毎時を超えないこと。

八 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率(コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物であつて、専用積載としないで運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に原子力規制委員会の定める係数を乗じた線量当量率)が百マイクロシリベルト毎時を超えないこと。ただし、核燃料輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

九 原子力規制委員会の定めるA型輸送物に関する一般的試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 放射性物質の漏えいがないこと。

ロ 表面における最大線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシリベルト毎時(第7号ただし書に該当する場合は、十ミリシリベルト毎時)を超えないこと。

十 原子力規制委員会の定める液体状又は気体状の核燃料物質等(気体状のトリチウム及び希ガスを除く。)が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。

(BM型輸送物に係る技術上の基準)

第六条 BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一号から第八号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 原子力規制委員会の定めるB M型輸送物に係る一般的な試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 前条第九号ロの要件

ロ 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。

ハ 表面の温度が日陰において摂氏五十度（専用積載として運搬する核燃料輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける核燃料輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。

二 表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。

三 原子力規制委員会の定めるB M型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ロ 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。

四 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

五 原子力規制委員会の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等が収納されない核燃料輸送物にあつては、原子力規制委員会の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。ただし、安全上支障がないと原子力規制委員会が認められる場合は、この限りでない。

（B U型輸送物に係る技術上の基準）

第七条 B U型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第五条第一号から第三号まで、第四号本文、第五号、第六号ロ、第七号及び第八号並びに前条第五号本文に定める基準

二 原子力規制委員会の定めるB U型輸送物に係る一般的な試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三 原子力規制委員会の定めるB U型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

四 合に、前条第三号イ及びロに定める要件に適合すること。

五 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

六 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体の過温又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。

七 最高使用圧力（運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件下で、排気、冷却その他の特別な措置を探らない場合に、一年間に核燃料輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七百キロパスカルを超えないこと。（IP-1型輸送物に係る技術上の基準）

八 第八条 IP-1型輸送物に係る技術上の基準は、第五条第一号、第二号、第七号及び第八号に定める基準とする。（IP-2型輸送物に係る技術上の基準）

九 第九条 IP-1-2型輸送物（次項に該当するものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条に定める基準

二 原子力規制委員会の定めるIP-1-2型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第五条第九号イ及びロに定める要件に適合すること。

三 IP-1-2型輸送物（核燃料物質等を収納する容器がコンテナ（収納する核燃料物質等が固体の場合に限る。次条第二項において同じ。）、タンク又は金属製中型容器であるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条に定める基準

二 前項第二号に定める基準又はこれと同等と認める基準（IP-1-3型輸送物に係る技術上の基準）

十三条 IP-1-3型輸送物（次項に該当するものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第五条第一号から第八号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 原子力規制委員会の定めるIP-1-3型輸送物に係る一般的試験条件の下に置くこととした場合に、第五条第九号イ及びロに定める要件に適合すること。

た場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めることともに、直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

第七条 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第十七条第八号の規定にかかるわらず、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者が書面で申し出た者に限る。）をその線量当量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

前項の規定により緊急作業に従事させることができるのは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等）

第二十七条 令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等

は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。

附 則

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附 則

（昭和五五年一〇月二十四日総理府令第五二号）

ける運搬に関する規則の規定による確認申請書の提出は、改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいてしたものとみなす。

前項に規定する確認申請書の提出をした者は、この府令の施行後速やかに、新規則別記様式第一の注2に規定する記載事項のうち当該確認申請書に記載されていないものを科学技術庁認申請書を長官に提出しなければならない。

附 則

（昭和五五年一〇月二十四日総理府令第五二号）

による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附 則

（平成一〇年三月三一日総理府令第六号）

による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附 則

（平成一〇年三月三一日総理府令第六号）

附 則

</

原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

第三条 第一項又は原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）附則第六条第一項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この規則の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けている者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年一二月一七日原子力規制委員会規則第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の日前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条第二項の確認又は同条第三項若しくはこの規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十二条第一項の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であつて、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第十九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に關する規則をいう。

十三 新外運搬規則

（この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。）

する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の核燃料物質、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に

別記様式第6（第24条関係）（平成24年版規制令第1号、平成24年版規制令第2号、平成24年版規制令第3号）
 第1・4回目等の一部に
 本記録書類一覧表
 年月日
 算子力規制委員会 構
 件名
 件名（法人名又は、その代表者が代表者の氏名）
 特定取引者等ごとに記載する場合における業種に関する規制第24条第2項の
 規定による記載を記入して下さい。記入欄は記入欄の範囲内に記入して下さい。
 1. 條件登録小計
 2. 条件登録登録番号
 3. 算子の年月日
 4. 算子の理由
 備考：この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

別記様式7（第24条関係）（平成24年版規制令第1号、平成24年版規制令第2号、平成24年版規制令第3号）
 第1・4回目等の一部に
 本記録書類一覧表
 年月日
 算子力規制委員会 構
 件名
 件名（法人名又は、その代表者が代表者の氏名）
 特定取引者等ごとに記載する場合における業種に関する規制第24条第3項の
 規定により、以下のとおり記入して下さい。
 1. 條件登録小計
 2. 條件登録登録番号
 3. 算子の年月日
 4. 算子の理由
 備考：この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。